平成２１年（フ）第１１４６４号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目12―12―203
債務者　甲村亜矢子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４６５号
東京都北区滝野川３丁目75―15―816
債務者　渡辺　　恒
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７４号
東京都あきる野市野辺992―３
債務者　沼沢れい子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７５号
東京都昭島市玉川町１丁目19―15―201
債務者　西谷　千春
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７６号
千葉県茂原市東郷465―８
債務者　及川　六郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７７号
静岡県御殿場市茱萸沢1289―５―106
債務者　宇野　亨一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７８号
東京都品川区八潮５丁目６―38―912
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４７９号
東京都豊島区高田１丁目25―10―105
債務者　數見　安博
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８１号
群馬県高崎市飯塚町431―４―306
債務者　菊間　和郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８２号
群馬県高崎市飯塚町431―４―306
債務者　菊間ルミ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８３号
神奈川県平塚市中原１丁目７―26
債務者　岩田比登美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８４号
東京都渋谷区西原３丁目38―12―202
債務者　多田羅真一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８８号
東京都江戸川区西瑞江５丁目８―41
債務者　清水　真理
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４９１号
東京都江戸川区東小岩１丁目25―12　増子方
債務者　野中　静枝
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４９５号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14
債務者　潮田　和則
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４９７号
東京都調布市布田２丁目45―２―102
債務者　稲泉　芳春
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部